



水道課から

下水道使用料 算定人数の変更

一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数を基に算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書を添えて算定人数の変更ができます。

◆該当事由と添付書類

①老人ホーム、介護施設、病院などの各種施設などに1年以上入所の場合
↓施設の証明書が必要

②その他の事情により1年以上居住していない場合（学生・単身赴任は該当しません）
↓区長・民生委員などの証明書が必要

◆申請・問い合わせ先

水道課

☎ 0859・54・5204

大山支所総合窓口課

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎ 0858・58・6111

下水道に

異物を流さないで

下水道は、何でも流せるものではありません。

最近、下水道管内に異物

（特にタオル、衣類、ウエツトティッシュなどが流入し、

処理場、ポンプの故障が多発

しています。ポンプが故障す

ると、下水管内に汚水が滞留

し、路上や宅内に汚水があふ

れることになり、適正な汚水

処理ができなくなり、正

使用上の注意を守って、正

しくお使いください。

・油類は管が詰まる原因で

す。古くなったてんぷら油な

どは流さないでください。

・野菜くず、残飯などは流さ

ないでください。

・紙おむつ、たばこの吸殻な

どは流さないでください。

・タオル、下着など誤って流

さないようにしてください。

汚水マスは管を点検・清掃す

るためのものです。直接これ

に、汚物・異物を投入しないで

ください。

平成25年 農作業標準労働賃金協定表

平成25年4月～平成26年3月末まで

作業名		協定額(税込み)	摘 要
田植え	機械植え(10a当たり)	6,500円	1. 側条施肥付500円加算
	一般労務	800円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間経過の際は適時加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕耘機トラクター	荒起	6,000円	1. 農地の状況により適宜加算
	こなし	3,600円	
	代かき	5,000円	
	こなし・代かき同時(10a当たり)	7,000円	
堆肥	散布	1,500円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金
	あぜ草刈(1時間当たり)	1,800円	1. 機械代・燃料代含む
	あぜ塗り(1m当たり)	100円	
	薬剤散布(10a当たり)	1,000円	1. ナイアガラ散布(機械代・燃料代含む)
	追肥(10a当たり)	800円	1. 機械代・燃料代含む
稲刈	バインダー(10a当たり)	8,000円	1. すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン(10a当たり)	16,000円	1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2割～5割の倒伏……1割増 5割以上の倒伏……3割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する
稲脱穀	ハーベスター(10a当たり)	7,500円	

賄いなし

農作業標準労働賃金協定額

平成25年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました。

適用期間は平成25年4月

から26年3月末です。(本年

度から適用期間が1年間にな

りました)

この協定額は全町の標準額

です。地区・農地の状況に

よっても異なるので、この労働賃金表を参考に、話し合い

によって決めてください。

◆問い合わせ先

農業委員会事務局

☎ 0858・58・6115

* 梨については、西部果樹

協会(☎ 0859・37・

5814)へお問い合わせく

ださい。

※消費税総額表示